

クリーニング師研修について

ちゃんと
受講してありますか？

クリーニング師研修・
業務従事者講習は法律
に規定された制度です。

法令を遵守して健全な経営を実践しましょう！



Point 1

※新たに業務に従事したクリーニング師は、従事後一年以内に、まず研修を受講する必要があります。

クリーニング師は3年を超えない期間ごとに都道府県が指定する研修を受ける義務があります。(法第8条の2, 規則第10条の2)

Point 2

※新たに開設したクリーニング所では、開設から一年以内に、まず講習を受講する必要があります。

営業者は業務従事者の20%にあたる者に対し3年を超えない期間ごとに都道府県が指定する講習を受けさせる義務があります。(法第8条の3, 規則第10条の3)

Point 3

営業者は自身が開設するクリーニング所に勤務するクリーニング師に対して都道府県が指定する研修を受ける機会を与える義務があります。(法第8条の2-2)

滋賀県・保健所